

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

（1）企業間の連携・オープンイノベーション

取引先の優れた技術・ノウハウと当社の強みとなる技術・ノウハウを対等なアライアンスをもって相互補完または相乗効果を創出して行きます。

（2）IT・DX の構築、推進とデータの相互利用

電子発注請求システムプラットフォーム（現在、全取引先の約 90% の導入率）において当社のみならず取引先のペーパーレス・業務効率化の推進による更なる相互発展を目指して行きます。さらに電子化に伴う業務効率化により令和 6 年 7 月より実現した取引先への支払いサイト 40 日→30 日を維持継続します。

（3）健康経営に関する取組

自社の健康経営を推進することにより取引先、とりわけ建築現場における安全・健康の維持継続を推進して行きます。AED・心肺蘇生法研修、熱中症対策、当社安全部署や役員による現場安全パトロールの継続実施等。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

令和 6 年 7 月より取引先への支払いサイトを 40 日→30 日としましたが、その支払いサイトの維持継続をして行きます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・当社の経営理念として「4 つの幸せ 1. お客様の幸せ 2. 社員の幸せ 3. 取引会社の幸せ」4. 会社の幸せ」を掲げ、会社の方針、社員の行動規範・判断基準の礎となっており、当社不变の意志として「取引先の幸せ」を貫き共存共栄を目指します。
- ・建設工事に関わるすべての取引先と安全衛生協力会を組織し定期的に取引先との集会を通じ取引先の安全と健康を守るための活動を継続し、共存共栄を目指します。

令和 6 年 11 月 6 日

株式会社 飯田組

代表取締役 倉田寿久

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。